

インド・ビジネス関連法令等アップデート
(2020年度第2四半期)

(2020年10月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ニューデリー事務所

ビジネス展開・人材支援部　ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューデリー事務所が現地法律事務所 AsiaWise Group（AsiaWise 法律事務所・Wadhwa Law Offices）に作成委託し、2020年7月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび AsiaWise Group は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび AsiaWise Group が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ニューデリー事務所
E-mail：IND@jetro.go.jp

JETRO

目次

1. Companies Act, 2013	1
2. Labour Laws	7
3. Insolvency & Bankruptcy Code.....	10
4. the Consumer Protection Act, 2019	13
5. FEMA Notifications.....	15
6. DIPP Notifications.....	22
7. Environment Law.....	22

インド・ビジネス関連法令等アップデート (2020年度第2四半期)

S. No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
1. Companies Act, 2013					
1-1	2020年7月6日	監査役の年次報告書 (Form NFRA-2) の提出期限の延長	2018年度における Form NFRA-2 の提出期間は、提出先となる NFRA (National Financial Reporting Authority) が Form NFRA-2 を web 上で公表してから 270 日以内とされた。	General Circular No. 26/2020 issued by Ministry of Corporate Affairs under Companies Act, 2013.	http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/GeneralCircularNo.26_06072020.pdf
1-2	2020年7月15日	各様式における発行済株式総数の一致等実態調査に関する半期報告書 (Form PAS-6) の電子的申請様式 (eForm) の新設	株式の形式 (株券や電子形式の株式 (Dematerialized share、通称 DMAT) 等) 別の発行総数について、実態との一致等の調査に関する報告書である Form PAS-6 について、2020年7月15日より電子的な申請を可能となった。	Update on the MCA Website.	Form PAS-6: http://www.mca.gov.in/MinistryV2/companyformsdownload.html
1-3	2020年8月3日	株主割当増資における株主通知の実施における緩和措置	企業省は、2020年5月11日付通達 (General Circular No. 21/2020 [F.No. 2/4/2020-CL-V]) により、同年7月31日までに行われる会社法 62 条(2)項に基づく株主割当増資に関して、郵送による株主通知 (会社法 62 条(1)項(a)(i)) を履践しなくとも、同法違反とならないこととしていたところ、本通達により、対象となる株主割当増資の実施が 2020年12月31日までに行われるものにまで延長された。	General Circular No. 27/2020 issued by Ministry of Corporate Affairs under Companies Act, 2013.	http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/GeneralCircularNo.25_03082020.pdf

S. No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
1-4	2020年8月17日	2019年事業年度における定時株主総会の開催に関する緩和措置の延長	<p>企業省は、2020年5月5日付の通達（General Circular No. 20/2020）により、2019年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）における定時株主総会（Annual General Meeting）の開催を、テレビ会議（Video Conferencing）その他の方法（Other Audio Visual Means）により開催することができるものとすると同時に、定時株主総会が開催できない会社は、所轄の会社登記局（Registrar of Companies）まで開催延長を届け出るものとしていた。</p> <p>本通達を通じて、定時株主総会の開催延長の届出は、2020年9月29日までに行われるべきとされるとともに、会社登記局は、最大3カ月まで定時株主総会の開催延長を許容するものとされた。</p>	General Circular No. 28/2020 issued by Ministry of Corporate Affairs under Companies Act, 2013.	http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/GeneralCircularNo.28_17082020.pdf
1-5	August 28, 2020	改正会社法 92 条(3) 項等の施行	2017 年会社法改正（the Companies (Amendment) Act, 2017）により、2013 年会社法 92 条(3)項その他条項が改正され、すべての会社は、自己のウェブサイト上にて年次報告書（Annual Return）の写しを掲示すべきこととともに、当該ウェブサイトの	Notification No. S.O. 2920(E) issued by Ministry of Corporate Affairs under Companies Act, 2013.	http://egazette.nic.in/WriteReadData/2020/221416.pdf

S. No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
			リンク URL を取締役会報告書にて記載すべきこと等が定められていたところ、本通達により、同条が 20 年 8 月 28 日より施行された。		
1-6	2020 年 8 月 28 日	the Companies (Management and Administration) Rules, 2014 の改正	本通達により同規則 12 条(1)項が改正され、2013 年会社法 92 条(3)項に基づいて年次報告書の URL が有効に記載されている場合には、年次報告書の要約版である Form MGT 9 に年次報告書本体を添付する必要がないとされた。	Companies (Management and Administration) Amendment Rules, 2020.	http://egazette.nic.in/WriteReadData/2020/221419.pdf
1-7	2020 年 9 月 7 日	会社法規則 (Companies (Acceptance of Deposit) Rules, 2014.) の改正	本改正により、法令上の預託金 (Deposit) の対象外となる、スタートアップ会社への総額 250 万ルピー以上の転換社債の返還期限が、5 年から 10 年に伸長され、また「スタートアップ会社」の定義が、その設立から 5 年以内とされていたものが 10 年に伸長されるなどとした。	Companies (Acceptance of Deposit) Amendment Rules, 2020.	http://mca.gov.in/Ministry/pdf/Rule_25092020.pdf
1-8	2020 年 9 月 8 日	2019 年度の定時株主総会の開催時期の延長	直近の関連通達において、2019 年度の定時株主総会 (Annual General Meeting) の開催は、2020 年 9 月 31 日まで延期することが認められていたところ、これをさらに 3 カ月延長し、2020 年 12 月 31 日までに開催されることを認めることとなった。	ROC orders	https://www.mca.gov.in/MinistryV2/extensionofagm.html

S. No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
1-9	2020年9月10日	2019年度における原価監査報告書（Form CRA-4）の提出期限の延長等	本通知により、原価会計士による2019年度の原価監査報告書の取締役会への提出日を2020年11月30日まで延長し、その上で、Form CRA-4の提出期限を、会社が同原価監査報告書を受領した日から30日以内に提出するものとした。	General Circular No. 29/2020 issued by Ministry of Corporate Affairs under Companies Act, 2013.	http://mca.gov.in/Ministry/pdf/circular_10092020.pdf
1-10	2020年9月17日	会社法委員会（Company Law Committee）の設置期間の延長	2013年会社法における罰則規定の慎重な運用等を検討するために2019年9月に設置された会社法委員会について、本通達により、その設置期間が2021年9月17日まで延長されることとなった。	Order F. No. 2/1/2018-CL-V issued by Ministry of Corporate Affairs under Companies Act, 2013.	http://mca.gov.in/Ministry/pdf/ExtensionNotice_17092020.pdf
1-11	2020年9月28日	Companies Fresh Start Scheme, 2020の適用延長	年次報告書等法定書類の提出等の会社法上のコンプライアンス違反を犯した不履行会社（Defaulting Companies）への追加徴収金の緩和等を定めて2020年4月1日から施行されたCompanies Fresh Start Schemeについて、現状、適用期間が2020年9月30日までとなっていたものが、同年12月31日まで延長された。	General Circular No. 30/2020 issued by Ministry of Corporate Affairs under Companies Act, 2013.	http://mca.gov.in/Ministry/pdf/GeneralCircularNo.30_28092020.pdf
1-12	2020年9月28日	LLP Settlement Scheme, 2020の適用延長	COVID-19の影響等に鑑みて、有限責任事業組合（Limited Liability Partnership）の法的書類の提出等の法令違反に対する減免措置について定めて2020年3月4日より施行されたLLP Settlement Scheme,	General Circular No. 31/2020 issued by Ministry of Corporate Affairs under Companies Act, 2013.	http://mca.gov.in/Ministry/pdf/GeneralCircularNo.31_28092020.pdf

S. No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
			2020 について、適用期間が 2020 年 12 月 31 日まで延長された。		
1-13	2020 年 9 月 28 日	担保 (Charge) の設定または変更に関する申請期限徒過に対する追加徴収金の緩和等に関する措置の延長	2013 年会社法下における担保 (Charge) 設定または変更に関する申請 (Form CHG-1 ないし CHG-9) について、申請期限徒過の場合に適用される追加徴収金等の適用を緩和する措置である 'Scheme for relaxation of time for filing forms related to creation or modification of charges under the Companies Act, 2013' について、適用期間が 2020 年 12 月 31 日まで延長された。	General Circular No. 32/2020 issued by Ministry of Corporate Affairs under Companies Act, 2013.	http://mca.gov.in/Ministry/pdf/GeneralCircularNo.32_28092020.pdf
1-14	2020 年 9 月 28 日	株主総会決議におけるテレビ会議その他の方式による開催の承認等に関する緩和措置の延長	COVID-19 の影響等に鑑みて、株主総会の開催について、テレビ会議 (Video Conferencing) その他の方法 (Other Audio Visual Means) による開催を認める緩和措置を 2020 年 12 月 31 日まで延長することとした。	General Circular No. 33/2020 issued by Ministry of Corporate Affairs under Companies Act, 2013.	http://mca.gov.in/Ministry/pdf/GeneralCircularNo.33_28092020.pdf
1-15	2020 年 9 月 28 日	Companies (Amendment) Act, 2020. の公布	上場会社 (Listed Company) の定義や登録商標と会社名が類似している場合の措置等について、2013 年会社法を改正する Companies (Amendment) Act, 2020. が公布された。	Companies (Amendment) Act, 2020.	http://mca.gov.in/Ministry/pdf/AmendmentAct_29092020.pdf

S. No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
1-16	2020年9月28日	改正後 Companies (Meeting of Board and its Powers) Rules, 2014 の施行延期	Companies (Meeting of Board and its Powers) Amendment Rules, 2020 によって改正された Companies (Meeting of Board and its Powers) Rules, 2014 第4条の施行が、2020年12月31日に延期された。	Companies (Meeting of Board and its Powers) Third Amendment Rules, 2020	http://ebook.mca.gov.in/Default.aspx?page=notification
1-17	2020年9月28日	Companies (Appointment and Qualification of Directors) Rules, 2014 の改正	本通達により、Companies (Appointment and Qualification of Directors) Rules, 2014 第6条が改正された。同改正により、すべての独立取締役 (independent director) が同規則下において要求される遵守事項の遵守期間が10カ月から13カ月に延長された。	Companies (Appointment and Qualification of Directors) Fourth Amendment Rules, 2020.	http://ebook.mca.gov.in/Default.aspx?page=notification
1-18	2020年9月29日	会社法下における預金準備制度に関する法令遵守の緩和措置の延長	会社における発行社債額の一定比率を預金準備することを求める2013年会社法の法令遵守について、実施までの猶予期間が、現状の2020年9月30日から同年12月31日まで延長された。	General Circular No. 34/2020 issued by Ministry of Corporate Affairs under Companies Act, 2013.	http://mca.gov.in/Ministry/pdf/GeneralCircularNo.34_29092020.pdf
1-19	2020年9月29日	株主への配当等に関連する書類申請等の緩和措置の延長	株主への配当金の支払期限や同配当のために設置される未払配当金口座 (Unpaid Dividend Account) から投資家教育保護基金 (Investor Education and Protection Fund) に預け入れられる資金および、これに伴う書類申請等に関する緩和	General Circular No. 35/2020 issued by Ministry of Corporate Affairs under Companies Act, 2013.	http://ebook.mca.gov.in/Default.aspx?page=notification

S. No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
			措置の期間が、2020年12月31日まで延長された。		
2. Labour Laws					
2-1	2020年7月1日	1950年従業員保険規則 (the Employees' State Insurance (General) Regulation, 1950) における保険料納付の期限猶予	本通達により、雇用主にて必要となる2019年10月から2020年3月分における納付保険料に関する報告書の提出期限が、2020年7月15日まで延長された。	Notification No. P-11/12/Misc./1/2019(M) Rev.II	https://www.esic.nic.in/attachments/circularfile/336e6f0398882f5e20b64b49982a9528.pdf
2-2	2020年7月8日	従業員積立基金 (Employee Provident Fund) における積立料率を24%とする政策の2020年8月までの延長の提言および承認	従業員積立基金への積立料率を、2020年3～5月分までにおいて、時限的に24%に増加させる措置が、本提言の提出および閣僚内閣の承認により、2020年8月分まで延長されることとなった。	PIB Press Release, Release ID: 1637219	https://pib.gov.in/PressReleasePage.aspx?PRID=1637219
2-3	2020年7月10日	2020年インド賃金法 (中央) 規則 (Code on Wages (Central) Rules, 2020) 中間試案の公表	インド労働省起草による2020年インド賃金法 (中央) 規則にかかる中間試案の公表と、公募期間を45日とするパブリックコメントの募集が行われた。同中間試案は、2019年11月に、インド労働省webサイトを通じてパブリックコメントのために公表されていたが、通達による公表の旨提案されたことを容れて、この度、再度公表された。	Draft Code on Wages (central) Rules, 2020	https://labour.gov.in/sites/default/files/gazette%20notification_0.pdf

S. No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
2-4	2020年8月26日	アルミナおよびアルミニウムの製造ならびにボーキサイト採掘に関する事業の公益事業性の延長	コロナ禍における製品の安定的供給等を目的として、アルミナおよびアルミニウムの製造、ならびにボーキサイト採掘事業について、2020年8月26日よりさらに6カ月間、公共事業として扱うことが決定された。	Notification No. S.O.2866(E)	http://egazette.nic.in/WriteReadData/2020/221347.pdf
2-5	2020年8月26日	原油、ガソリン、航空機用燃料等の製造に関する事業の公益事業性の延長	コロナ禍における製品の安定的供給等を目的として、鉱油、原油、ガソリン、航空機用燃料、ディーゼル燃料、灯油、重油、炭化水素油その他これらの混合物等の製造に関する事業について、2020年8月28日からさらに6カ月間、公共事業として扱うことが決定された。	Notification No. S.O.2865(E)	http://egazette.nic.in/WriteReadData/2020/221359.pdf
2-6	2020年8月28日	食料品に関する事業の公益事業性の延長	コロナ禍における製品の安定的供給等を目的として、食料品に関する事業について、2020年8月28日からさらに6カ月間、公共事業として扱うことが決定された。	Notification No. S.O.2918(E)	http://egazette.nic.in/WriteReadData/2020/221415.pdf
2-7	2020年9月14日	従業員保険法 (Employees State Insurance (Central) Rules, 1950) の改正	本改正により、同規則上の州医務官 (State Medical Officer) の定義が変更されるなどとした。	Employees State Insurance (Central) Rules, 1950. Amendment	http://egazette.nic.in/WriteReadData/2020/221715.pdf http://egazette.nic.in/WriteReadData/2020/221721.pdf

S. No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
2-8	2020年9月29日	2020年産業関連法の公布	本法は、産業紛争法（The Industrial Disputes Act, 1947）、労働組合法（The Trade Unions Act, 1926）および産業雇用法（The Industrial Employment (Standing Orders) Act, 1946）を統合するかたちで制定された。本法は、慈善活動団体や政府系機関等を除く産業主体に幅広く適用され、組合や雇用契約、産業紛争の解決等について新たに規定している。	Industrial Relations Code, 2020.	http://egazette.nic.in/WriteReadData/2020/222118.pdf
2-9	2020年9月29日	2020年労働安全衛生法（Occupational Safety, Health and Working Conditions Code, 2020）の制定	本法は、工場法（The Factories Act, 1948）や契約労働者法（The Contract Labour (Regulation and Abolition) Act, 1970）等、計13の法令を統合するかたちで制定された。本法によって、これまで雇用主において煩雑化していた各種労働当局における許認可手続の一本化や、雇用主と従業員との間の書面による雇用契約の締結の義務化、工場等の施設における従業員のための安全衛生措置等が定められている。	Occupational Safety, Health and Working Conditions Code, 2020.	http://egazette.nic.in/WriteReadData/2020/222112.pdf /
2-10	2020年9月29日	2020年社会保障法（Code on Social Security, 2020）の制定	本法は、従業員積立基金法および雑則法（Employees' Provident Funds and Miscellaneous Provisions Act, 1952）や従業員州	Code on Social Security, 2020.	http://egazette.nic.in/WriteReadData/2020/222111.pdf

S. No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
			保険基金法（Employees' State Insurance Act, 1948）等、従業員の社会保障に関する計 8 の法令を統合するかたちで制定された。本法によって、すべての従業員ないし労働者に対して社会保障の適用を及ぼすことが企図されている。		
3. Insolvency & Bankruptcy Code					
3-1	2020 年 7 月 1 日	2016 年破産倒産委員会（倒産専門家）規則（the Insolvency and Bankruptcy Board of India (Insolvency Professionals) Regulations, 2016）第 12 条(1)項(a)号の改正	2016 年破産倒産法委員会（倒産専門家）規則第 12 条(1)項(a)号が改正された。同規則は、倒産専門家団体（Insolvency Professional Entity）の認定等について規定しており、特に同号は、会社や有限責任事業組合等は、その唯一の目的が、「その取締役またはパートナーである」倒産専門家（Insolvency Professional）への支援提供である場合には、倒産専門家団体としての適格性を有する旨規定していたが、同改正により、同号から「その取締役またはパートナーである」の文言が削除された。	IBBI (Insolvency Professionals) (Second Amendment), 2020.	https://www.ibbi.gov.in/uploads/legalframework/298ceb6f7b14fc9d8647342a093925ee.pdf
3-2	2020 年 8 月 5 日	2016 年破産倒産委員会（清算手続）規則（the Insolvency and Bankruptcy Board of India (Liquidation	清算人（Liquidator）が受け取るべき報酬額の算定方法につき明確化が行われた。	Insolvency and Bankruptcy Board of India (Liquidation Process) (Third Amendment) Regulations, 2020.	https://www.ibbi.gov.in/uploads/legalframework/99821042db3990a40cd7082f06019911.pdf

S. No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
		Process) Regulations, 2016.) の改正			
3-3	2020年8月5日	2017年破産倒産委員会（任意清算手続）規則（the Insolvency and Bankruptcy Board of India (Voluntary Liquidation Process) Regulations, 2017) の改正	本通達に基づく改正により、清算会社の株主総会決議（清算会社が株式会社の場合）等に基づき、新たに破産専門家（Insolvency Professional）を任命することで清算人（Liquidator）を交代させることができることとされた。	Insolvency and Bankruptcy Board of India (Voluntary Liquidation Process) (Second Amendment) Regulations, 2020	https://www.ibbi.gov.in/uploads/legalframework/41dae71b62c3fa756602c8fec7848b58.pdf
3-4	2020年8月7日	2016年破産倒産委員会（破産処理手続）規則（the Insolvency and Bankruptcy Board of India (Insolvency Resolution Process for Corporate Persons) Regulations, 2016) の改正	本通達に基づく改正により、①債権者委員会（Committee of creditor）を構成する各クラスの債権者集団を代表して選任される3人の倒産専門家（Insolvency Professional）の所属地と当該金融債権者集団を構成する金融債権者との地理的要件の追加、②特定のクラスの金融債権者を代表して倒産専門家が議決権行使をする際の順序として、債権者集会議事録が債権者の閲覧に供された後でなければならないなどとされた。	Insolvency and Bankruptcy Board of India (Insolvency Resolution Process for Corporate Persons) (Fourth Amendment) Regulations, 2020.	https://www.ibbi.gov.in/uploads/legalframework/691983ad021bf2a65a708f57d17595b8.pdf

S. No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
3-5	2020年9月1日	企業価値算定専門家 (Valuer) における免責事項等の記載等に関するガイドラインの公布	The Companies (Registered Valuers and Valuation) Rules, 2017 (Rules)において定められる企業価値算定専門家 (Registered Valuers) がバリュエーションレポートに付すべき免責事項等 (Caveat, Limitation, and Disclaimer) の記載等に関するガイドラインが發布された。	Insolvency and Bankruptcy Board of India (Use of Caveats, Limitations and Disclaimers by Registered Valuers in Valuation Reports) Guidelines, 2020.	https://ibbi.gov.in/uploads/legalframework/e5e1300db2dd6a8bebe289ba579a7c14.pdf
3-6	2020年9月10日	2018年破産倒産法 (年次報告書) 規則 (Insolvency and Bankruptcy Code (Annual Report) Rules, 2018) の改正	本改正により、インド破産倒産委員会 (Insolvency and Bankruptcy Board of India) が作成すべき年次報告書 (Annual Report) の提出時期等について規定が改められた。	Insolvency and Bankruptcy Code (Annual Report) Amendment Rules, 2020.	https://ibbi.gov.in/uploads/legalframework/41e38e3aa3899eca305d79edf946b547.pdf
3-7	2020年9月23日	2020年破産倒産法 (改正) Insolvency and Bankruptcy Code (Second Amendment) Act, 2020) の公布	本法令の公布により、2020年3月25日以降に発生した企業の債務不履行 (default) に関しては、6カ月間 (すなわち、2020年9月25日まで) は破産手続開始 (corporate insolvency resolution process) の申し立ては行い得ない旨の第10A条の破産倒産法 (Insolvency and Bankruptcy Code, 2016) への新設等が行われた。	Insolvency and Bankruptcy Code (Second Amendment) Act, 2020.	https://ibbi.gov.in/uploads/legalframework/c1d0cde66b213275d9cf357b59bab77b.pdf

S. No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
3-8	2020年9月24日	破産倒産法第10A条の改正	本通達を通じて、破産倒産法第10A条にかかる破産手続開始の申し立て禁止の対象が、2020年9月25日からさらに3カ月間の間に発生した企業の債務不履行に拡張される旨の改正が行われた。	Notification No. S.O. 3265(E) issued by Ministry of Corporate Affairs under the Insolvency and Bankruptcy Code, 2016.	http://mca.gov.in/Ministry/pdf/Notification_25092020.pdf
3-9	2020年9月24日	Insolvency and Bankruptcy (Application to Adjudicating Authority) Rules, 2016 の改正	本改正により、金融債権者 (Financial Creditor) による破産手続開始の申し立ての際に必要な申請書類の扱いなどに関する変更が行われた。	Insolvency and Bankruptcy (Application to Adjudicating Authority) (Amendment) Rules, 2020.	http://mca.gov.in/Ministry/pdf/InsolvencyandBankruptcyRules_25092020.pdf
4. the Consumer Protection Act, 2019					
4-1	2020年7月15日	2019年消費者保護法 (the Consumer Protection Act, 2019) の一部条項の施行	2019年消費者保護法第I、II、IV、V、VI、VIIおよび第VIII章が、2020年7月20日より施行された。	Consumer Protection Act, 2019.	http://egazette.nic.in/WriteReadData/2020/220546.pdf Consumer Protection Act, 2019 - http://egazette.nic.in/WriteReadData/2019/210422.pdf
4-2	2020年7月23日	2020年消費者保護 (e コマース) 規則 (Consumer Protection (E-Commerce) Rules, 2020) の施行	2019年消費者保護法第101条に基づき、マーケットプレイスまたは在庫取り扱いをビジネスモデルとするeコマース事業者の消費者に対する義務を定める本規則が施行された。 なお、本規則は、eコマース分野において横行する反競争的行為に向	Consumer Protection (E-Commerce) Rules, 2020.	https://consumeraffairs.nic.in/sites/default/files/E%20commerce%20rules.pdf

S. No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
			けられたものであり、その内容として、プラットフォームがそのプラットフォーム上での商品や販売者の順位を決定する際の主なパラメータを表示する義務や、プラットフォームと販売者との一定の契約条項に関する情報を、プラットフォーム上で提供すべきことなどが定められている。		
4-3	2020年8月13日	the Central Consumer Protection Authority (Allocation and Transaction of Business) Regulations, 2020 の制定	the Central Consumer Protection Authority (Allocation and Transaction of Business) Regulations, 2020 に基づいて設立された中央消費者保護委員会 (The Central Consumer Protection Authority) について、本規則に基づき、委員会の運営上の細則が定められた。	Central Consumer Protection Authority (Allocation and Transaction of Business) Regulations, 2020.	https://consumeraffairs.nic.in/sites/default/files/CCPA%20Regulations.pdf
4-4	2020年9月24日	中央消費者保護委員会による誇大広告や商品品質等の保証 (endorsement) を付す際に必要となる注意事項 (due diligence) に関するガイドラインの作成	本通達を通じて、中央消費者保護委員会が作成した虚偽広告、誇大広告や商品に保証を付す場合の注意事項等に関するガイドラインの草案が周知された。	Central Consumer Protection Authority (Prevention of Misleading Advertisements and Necessary Due Diligence for Endorsement of Advertisements) Guidelines, 2020.	https://consumeraffairs.nic.in/sites/default/files/file-uploads/latestnews/Draft%20guidelines%20for%20stakeholders%20consultation.pdf

S. No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
5. FEMA Notifications					
5-1	2020年7月1日	改正印紙税法 (Indian Stamp Act) の施行	2019年財政法および関連する2019年印紙税規則(2019年12月10日施行)を受けて、印紙税法が改正された。本改正は、2020年7月1日より施行された。	Press Release 2020-21/7	https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/PressRelease/PDFs/PR7A156304F9E7B45878A08BF4699A22728.PDF
5-2	2020年7月2日	中小零細企業 (Micro, Small and Medium enterprises) の新たな定義の導入	インド準備銀行 (Reserved Bank of India) における2007年4月4日付の通達 (BC.No.63/06.02.31/2006-07) において具体化されていた、中小零細企業開発法 (Micro, Small and Medium Enterprises as per Section 7 (I) of the Micro Small and Medium Enterprises Development Act, 2006) 第7条(I)号に基づく中小零細企業の各定義について、本通達により、以下のとおり修正された。 1. 零細企業：投資額が1,000万ルピー以下および売上高が5,000万ルピー(5Crore)以下であるもの。 2. 小規模企業：投資額が1億ルピー未満および売上高が5億ルピー未満であるもの。 3. 中規模企業：投資額が5億ルピー未満および売上高が2億5,000万ルピー未満であるもの。	Notification No. RBI/2020-21/10	https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/notification/PDFs/MSME906FF936758A47D0B0B41F7C7332B3CF.PDF

S. No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
5-3	2020年8月6日	コロナ禍におけるローン返済に関する救済措置「Resolution Framework for Covid-19 Related Stress」の発表	インド準備銀行（Reserved Bank of India）は、コロナ禍における経済活動の低迷により、ローンの返済が滞っている事態に対応するべく、2020年3月1日時点で30日以上延滞を生じさせていない等の条件に合致する適格債務者に対して返済計画の見直し等、救済措置を講じる旨の Resolution Framework for Covid-19 Related Stress と題する施策を発表した。	Notification No. RBI/2020-21/16	https://www.rbi.org.in/Scripts/NotificationUser.aspx?Id=11941&Mode=0
5-4	2020年8月6日	中小零細企業（micro, small, and medium enterprise）におけるデット・リストラクチャリングの範囲拡大	インド準備銀行（Reserved Bank of India）は、2020年2月11日付通達（DOR.No.BP.BC.34/21.04.048/2019-20）において、2020年1月1日時点でノンバンクなどからの借り入れを除く総負債額が2億5,000万ルピー以下であるなどの条件を満たす適格中小零細企業について、審査クラスを「標準」のまま損なわずに1回限りのデット・リストラクチャリングを行うことを許容する旨の通達を発していた。この度、新型コロナウイルスの蔓延による経済の低迷等の影響に鑑みて、上記適格条件を緩和し、本通達を通じて、上記デット・リストラクチャリングの恩恵を享受で	Notification No. RBI/2020-21/17	https://www.rbi.org.in/Scripts/NotificationUser.aspx?Id=11942&Mode=0

S. No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
			きる中小零細企業の範囲を拡大した。		
5-5	2020年8月6日	デジタル決済におけるオンライン紛争解決システムの骨子の発表	インド準備銀行（Reserve Bank of India）は、2020年8月6日付で、“Statement on Developmental and Regulatory Policies”と題する政策提言を行った。その中の一つとして、デジタル決済におけるオンライン紛争解決（online dispute resolution (ODR)）システムの導入が掲げられているところ、インド準備銀行は同日付で本通達を發布し、人の手を介さず、システムドリブンかつルールに基づく統一的運用がなされる紛争解決システムのデジタル決済分野での導入に向けたアナウンスを行った。本通達では、ODRシステムが備えるべき機能の骨子とともに、一定の決済事業者（Authorised Payment System Operators）は、ODRシステムについて2021年1月1日を目途に運用を開始すべきことが示された。	Notification No. RBI/2020-21/21	https://www.rbi.org.in/Scripts/NotificationUser.aspx?Id=11946&Mode=0
5-6	2020年8月13日 August 13, 2020	中核投資会社（Core Investment Companies (CICs)）を対象とする	Core Investment Companies と呼ばれる株式および有価証券の取得事業を行うノンバンク金融会社について、インド準備銀行は、2016年8月25日付けで發布した the	Notification No. RBI/2020-21/24	https://www.rbi.org.in/Scripts/NotificationUser.aspx?Id=11949&Mode=0

S. No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
		新ガイドラインの制定	Master Direction on Core Investment Companies dated August 25, 2016 において、CICs として従うべき条件が示されている。本ガイドラインでは、コア投資会社およびその他の利害関係者に対する規制・監督の枠組みを見直すために構成された作業部会が提出した提言に基づき、上記 Master Direction の改正の方向性が示されており、現在、Master Direction の改正作業が行われている。		
5-7	2020年8月21日	中小零細企業 (the micro, small and medium enterprises (MSMEs)) に関する新たな定義の導入	2020年6月26日付の通達 (S. No. 14 of the Companies Act Material Updates table for April-June 2020) において、インド準備銀行は、事業体の規模による分類に関する新しい基準を提案していたところ、本通達を通じてその明確化を図っている。 主なポイントとして、MSMEs の分類は、中小零細企業省 (the Ministry of MSMEs) によって行われ、すべての中小零細企業は、オンラインで登録を行い、'Udyam Registration Certificate' を取得する必要がある。また、現行において MSMEs が当局へ申請する必要	Notification No. RBI/2020-2021/26	https://www.rbi.org.in/Scripts/NotificationUser.aspx?Id=11951&Mode=0

S. No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
			がある。Entrepreneurs Memorandum (EM) Part II および Udyog Aadhar Memorandum (UAMs)は、2020年6月30日までに取得されたものについては、2021年3月31日まで有効とされる。その上で、2021年3月31日までに、新たな申請を Udyam registration portal 上で行う必要がある。		
5-8	2020年8月26日	インド準備銀行 (Reserved Bank of India) への年次報告書提出期限の延長	本通知は、1949年銀行規制法 (the Banking Regulation Act, 1949) 第31条のもと要求される、財務諸表等の年次報告書のインド準備銀行への提出期限の延長にかかるものである。本通知により、2019年度にかかる年次報告書の提出期限が、2020年9月30日まで延長されることとなった。	Notification No. RBI/2020-21/28	https://www.rbi.org.in/Scripts/NotificationUser.aspx?Id=11953&Mode=0
5-9	2020年9月1日	法定流動性比率における満期保有目的債券の運用 Amendment made to Statutory Liquid Ratio (“SLR”) in Held to Maturity (“HTM”) Category.	商業銀行において、預金総額の一定額を国債やその他政府指定債券のかたちで運用しなければならないという法定流動比率 (Statutory Liquidity Ratio) について、2020年9月1日以降、2021年3月31日まで満期保有目的債券 (Held to Maturity Category) での保有を負債総額 (Net Demand and Time	Notification No. RBI/2020-21/29	https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/notification/PDFs/NT2942A112EB3B464759A3DB159991C79A49.PDF

S. No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
			Liabilities) の 22%まで認めることとした。		
5-10	2020年9月4日	優先融資部門 (Priority Sector Lending) に関する Master Direction の改定	金融機関における融資先について、農村部におけるソーラーシステム設置等のための融資を優先融資部門に位置付けるなどの改定が行われた。	Notification No. RBI/FIDD/2020-21/72	https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/notification/PDFs/MDP_SL803EE903174E4C85AF_A14C335A5B0909.PDF
5-11	2020年9月5日	Long Form 監査報告書の見直し	金融機関において、監査報告書とは別途作成が義務付けられる Long Form 監査報告書 (Long Form Audit Report) の様式に関する見直しが行われた。	Notification No. RBI/2020-21/33	https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/notification/PDFs/NT33960A003F30AF4DB0927E15FA9E05B3AD.PDF
5-12	2020年9月7日	コロナ禍におけるローン返済に対する救済措置としての Resolution Framework for COVID-19 Related Stress の運用に関する指針	2020年8月6日付でインド準備銀行 (Reserved Bank of India) が発した通達 (no. RBI/2020-21/16 DOR. No. BP. BC/3/21.04.048/2020-21) に基づく「Resolution Framework for COVID-19 related Stress」と題する救済措置 (デット・リストラクチャリング) に関するものである。本通達を通じて、上記救済措置の対象となる適格債務者の財務パラメータの判別等に関する追加の指針が示された。	Notification No. RBI/2020-21/34	https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/notification/PDFs/34COVID19122F09F4AE2A4C96B5A89E8250A5FF7F.PDF
5-13	September 11, 2020	銀行における最高コンプライアンス責任者 (Chief Compliance	インド準備銀行 (Reserved Bank of India) は、本ガイドラインを通じて、各銀行において選任される最高コンプライアンス責任者およ	Notification No. RBI/2020-21/35	https://rbidocs.rbi.org.in/rdocs/notification/PDFs/NT35DA3ECE4BC2924AA1B7BFE01B3FB5B654.PDF

S. No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
		Officer) の選任に関するガイドライン	びコンプライアンス部 (Compliance Function) の選任手続きや権限配分等に関する指針を発表した。		
5-14	2020年9月25日	一定額以上の小切手決済における Positive pay system 導入	銀行における不正支払防止の施策として、5万ルピーを超える小切手の支払いに関して原因事実等を再確認するシステムである Positive Pay System を各銀行において導入することについて、インド準備銀行より発表が行われた。本システムは、2021年1月1日より導入開始される予定である。	Notification No. RBI/2021-21/41	https://rbidocs.rbi.org.in/rdoc/notification/PDFs/NT4198C41B6710AE4BBCB5AD754E42DA759F.PDF
5-15	2020年9月29日	バーゼル3における各種施策の実施延期	本通知は、「バーゼル3」の各種施策実施時期の見直しに関するものであり、インド準備銀行は、資本保全バッファ (Capital Conservation Buffer) を0.625%とする旨の実施を2020年9月30日から2021年4月1日まで、安定調達比率 (Net Stable Funding Ratio) に関するガイドライン (2020年3月27日付通達 DOR.BP.BC.No.46/21.04.098/2019-20) の実施時期を2021年4月1日まで、それぞれ延期した。	Notification No. RBI/2020-21/42 および Notification No. RBI/2020-21/43	https://rbidocs.rbi.org.in/rdoc/notification/PDFs/CIRCULARCCB6DB27B9062D14007BD700245BE816F26.PDF https://rbidocs.rbi.org.in/rdoc/notification/PDFs/NSFR2E5AB527C64D4E05BF E00F995D5A8519.PDF

S. No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
6. DIPP Notifications					
6-1	2020年7月7日	自転車の反射材の品質管理の実施に関する規則の施行	This notification pertains 2020年自転車反射材（品質管理）規則（Bi-cycles Retro Reflective Devices (Quality Control) Order, 2020）がインド商工省政策産業推進局より発布され、法定の標準規格に適合するマークの使用が義務付けられた。	Notification S.O. 2290(E)	https://dipp.gov.in/sites/default/files/Egazette_notification_of_Bicycl_%20Reflector_QCO_13July2020.pdf
6-2	2020年8月13日	可鍛鉄の研削材の品質確保	本通達により、可鍛鉄の研削材について、インド規格局（the Bureau of Indian Standards）の定める基準に適合させた上で、同局の認証を示すマークを付すべきことが義務付けられた。	Malleable Iron Shots and Grits (Quality Control) Order, 2020	https://dipp.gov.in/sites/default/files/Egazette-Malleable-Iron-Shot-and-Grits-21Aug2020.pdf
6-3	2020年9月17日	防衛セクターに対する外国直接投資に関する見直し	現状、防衛セクターに対する外国直接投資の自動承認ルート（automatic route）が49%までと定められているものを、74%まで拡張することなどを定めた新たなFDIポリシーが定められた。	DPIIT File No. 5(8)/2020-FDI Policy	https://dipp.gov.in/sites/default/files/pn4-2020_0.PDF
7. Environment Law					
7-1	2020年7月10日	環境政策評価に関する環境評価委員会（Expert Appraisal Committee）の再編成	火力発電および石炭採鉱セクターにおける政策提案にかかる環境評価委員会の再編成が行われた。本通達を経て、2016年12月9日付通達（the Order No. J-15012/1/2007-IA.II dated	Order F. No. J-15012/1/2007-IA.II	http://moef.gov.in/wp-content/uploads/2018/03/MoEFCC-EAC-Reconstitution-Order-for-Thermal-Power-and-Coal-Mining-Projects.pdf

S. No	公布日／施行日	概要	内容	関連法令／改正後法令名	URL／リンク
			December 9, 2016) は改定され、委員会の取扱事項等が新たに定められた。		
7-2	2020年7月13日	環境影響アセスメントに関する環境評価委員会の再編成	沿岸規制区域 (Coastal Regulation Zone) および島嶼保護区 (Island Protection Zone) 等におけるインフラ開発に関する環境認可にかかる環境評価委員会の再編成が行われた。	Order F No. 1-2/2020-IA.III	http://moef.gov.in/wp-content/uploads/2018/03/EAC-Infra1-Reconstitution-order-.pdf
7-3	2020年7月23日	環境影響アセスメント違反事例に関する環境評価委員会の存続期間の延長	全産業セクターにおける環境影響アセスメント違反事例に関する評価および中央政府へ提言のための環境評価委員会の存続期間が、2017年7月6日より3年間とされていたものが、2020年7月6日より2021年7月5日までさらに1年間延長された。	Order No. S.O. 2424(E)	http://moef.gov.in/wp-content/uploads/2020/07/S.O.-2424E-dated-23.07.2020.pdf
7-4	2020年9月30日	企業の環境責任に関するガイドラインの一部改定	2018年5月1日付で公布された企業の環境責任に関するガイドラインが一部改定され、今後は、専門環境評価委員会 (Expert Appraisal Committee) ないし州環境評価委員会 (State Level Appraisal Committee) において環境クリアランスに関する提案に一定の条件を付与することができるものとされた。	Office Memorandum No. F.No.22-65/2017-IA.III	http://moef.gov.in/wp-content/uploads/2018/03/O-M-dated-30092020-Revised-CER.pdf